## 第13回総務経済常任委員会会議記録 令和2年9月3日(木曜) 午後 1時30分 開会 休憩 13:41-13:43、14:03-14:04、14:04-14:05、14:22-14:23 開 閉会 時 日 午後 2時32分 閉会 休憩時間: 〇時間〇5分 会議時間: 0時間57分 会議場所 役場3階 第1委員会室 委員長 正村紀美子 委 員 中村 和宏 副委員長 鈴木 健充 委 員 柴田 正博 出席委員 氏 委 員 黒田 栄継 委 員 西尾 一則 名 委員 堀切 忠 議長早苗 農林課長 佐々木快治 | 企画財政課参事 佐藤 季之 畜産係長 池田 哲 公共施設マネジメント係長 齋藤 錦 菅原 庸晴 説明員 総務課参事 地域安全係長 梅森 祐之 参考人 欠席委員 氏 名 事務局職員 事務局長 仲野 裕司 係長 佐藤 史彦

『会議に付した事件と会議結果など』

## 1 開 会

委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

## 2 議 件

## (1)調査事項

ア 町営牧場の管理運営について

委員長:担当課から説明願います。

農林課長:哺育育成施設が増えることで、来年度からは今までと違う管理運営となる ため、JAめむろと協議を行っているところ。それらも決定次第、委員会で説明して いきたい。詳細は担当から説明する。

畜産係長:哺育育成施設の完成により、来年度から放牧事業に哺育育成が加わり、通年 事業となる。各事業の管理運営概要、内容、スケジュールは資料記載のとおり。

委員長:質疑を行います。

柴田委員:頭数などは想定しているか。

農林課長:哺育育成施設の利用は22戸、1,060頭の予定。

西尾委員: 放牧事業は業務委託となっているが、哺育育成事業は協議会である。分ける

理由は。

農林課長:運営方式を協議する中で、全てを協議会とできないか検討してきた。しか し、法的な整理の中で、分けられないとの判断となったもの。

西尾委員:町が主体となりでJAが協力するということか。同じ牧場の中で2つの事業体があるとやりにくいのではないか。

農林課長:財産関係の法整理の中でのこと。業務委託はJAとなり、現実的にはどちらも主体的に運営してもらうことになる。

委員長:以上で調査事項「ア 町営牧場の管理運営について」を終わります。

イ 避難所開設・運営マニュアルについて

委員長:担当課から説明願います。

総務課参事:本町の「避難所開設・運営マニュアル」は、平成30年3月に策定しているが、令和2年1月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認され、現在も終息に至らない状況の中、自然災害に伴う避難所の開設・運営について見直しが必要となった。国からの技術的助言などを参考に案を作成し、町内会や「めむろ共助の会」からいただいたご意見を踏まえ、マニュアルに感染症対策を追記して修正した。詳細は担当から説明する。

地域安全係長:マニュアルは、概ね30人以上が避難する施設を想定し、密閉・密集・密接が揃いやすい状況の中で、ソーシャルディスタンシングを考慮し作成した。必要に応じ保健所や医療機関などと調整を行いながら運営する。

避難所の運営については、従来どおり「公正性」に配慮し、配慮が必要な避難者へは、個別に対応を実施する。感染症対策として追記した箇所について、体温測定、感染が疑われる避難者及び濃厚接触者専用のスペースの確保、定期的な健康状態の確認、定期的な換気、誹謗中傷が起こらないように配慮するよう記載。車中避難などやむを得ず指定避難所以外の場所で避難生活を送る場合についても対応を整理した。

マニュアル6ページから15ページには、災害時を事前避難期から撤収期までの段階ごとに分け、どの段階でどの様な対応が必要となるのか、チェックリストを用い誰もが対応し易いよう整理しており、感染症対策についてもその段階に沿った対応ができるよう、また、避難者が安心して避難生活が送れるよう努めることとしている。

避難所でのペットの対応は、従来のとおり動物が苦手な避難者や動物に対してアレルギーを持っている避難者を想定し、ペットに関るルールを記載しているが、感染症対策からも基本的なしつけを平時からしておくこととし、避難者が安全・安心に避難所生活を送ることができるよう記載している。

避難所内スペースや食事スペースにおいて、避難者同士一定の距離を保った配置 例、避難所の開設・運営を行う際に必要な様式および日頃からの備えも記載。

今後も本マニュアルを活用した防災訓練を実施し、職員を対象とした訓練においても活用していく考え。

委員長:質疑を行います。

堀切委員:マニュアルは完成版ということか。

総務課参事:現時点での成案としている。

堀切委員:委員会での意見などで見直しはされるのか。

総務課参事:すぐにとはならないが、意見は聴きながら随時見直していきたい。

堀切委員:女性の参画の視点が触れられていないが検討しているか。

総務課参事:このマニュアルでは触れていないが、地域防災計画で明記しており、それ を踏まえた運営となる。

堀切委員:マニュアルにも記載しないとその配慮が抜けてしまわないか。国の方針、チェックリストにも管理責任者に男女双方を配置するなどの明記もあり、検討が必要ではないか。

総務課参事:地域防災計画の避難対策計画に明記されている。このマニュアル10ページの組織の中にも原則女性などの記載をしている。

黒田委員:避難者に求める項目も多くなっている。避難所に来る前に周知されている 必要がある。事前の周知として避難訓練以外にも検討しているものがあるか。

総務課参事:マニュアルの周知は重要であり、避難訓練のほか、町内会等への周知、ホームページ、避難所備え付けなど考えている。

黒田委員:人それぞれ求める部分は違う。町として、ここまでは最低限やってもらうというような線引きはあるか。トラブル防止にもなる。

総務課参事:国からの技術的助言に沿ったため、いろいろやることがある。今回は、クラスター対策が最低限であり、避難所入口で体調不良者を分ける部分が最低限と考える。

堀切委員:14ページ以降に変更箇所はないということか。

総務課参事:従来あった項目に追加したものは色分けしていないが、新たに記載した 内容はある。

堀切委員:31、32ページなどに新たに追加したと思われる部分もあるが。

総務課参事:指摘のとおり。

堀切委員:ベッドのサイズなどほかにも再度確認いただきたい。

総務課参事:確認する。

委員長:以上で調査事項「イ 避難所開設・運営マニュアルについて」を終わります。

委員長:企画財政課から、「新庁舎備品(その1)の契約解除について」説明したいとの申し出がありました。お諮りします。調査事項ウとして追加し、直ちに調査することに異議ありませんか。

(異議なし)

委員長:調査することに決定します。

ウ 新庁舎備品(その1)の契約解除について

委員長:担当課から説明願います。

企画財政課参事:7月臨時会議において議決された、新庁舎1階の備品購入について 契約解除したもの。落札事業者からの納入承認願いを確認したが、仕様と同等品以 上とは認められなかったためその旨通知し、事業者からは納入不可通知があり、契 約審査会において契約解除を決定し通知した。なお、損害賠償を請求しないことも決定した。今後について、再度入札を行い、9月最終日に財産取得の件を提案予定。

委員長:質疑を行います。

西尾委員:なぜこうなったかが分かりにくい。

柴田委員:契約の約束が守れなかったのだから、解除はやむを得ない。

西尾委員:議会が議決したものが簡単に解除となると。それほど簡単なものなのか。業者としても大きな契約とは思うが。行政としてもできません、そうですかということでいいのか。

企画財政課参事:経過としては事実を記載しているが、内部的でも詳細な調査、議論を 行い、物品の内容も町が求めているものではない、事業者側も納入できないという ことになった。条項により町側からの解除となる。今後のスケジュールどおりであ れば納品が間に合うため損害はなかったという考え方で進めている。履行できなか ったという部分では指名停止という形になっている。

西尾委員:落札率は低かったが。原因などは捉えているのか。

企画財政課参事:契約行為であり、町が提示したとおりに納入してもらえると考えている。低くても業者の考えを尊重している。工事などでは最低価格の制度もあるが、町は採用していないため、今後の検討となる。

西尾委員:地元企業育成の観点は必要だが、こういうことが重なるとそれがどうかということになるのではないか。

企画財政課参事:指名業者の決定を行う部署ではないが、その辺は考えていく。

鈴木委員:同等以上のものを納めるという部分を、契約した事業者が勘違いしたなどがあるなら、このような条項を改善していくなどの考えはあるか。

企画財政課参事:契約書上明記したものではなく、見積要領書にあるもの。町が認めた場合はよいが、業者がどう読み取ったかはわからない部分。町としては提示したものが納められると考え契約している。

西尾委員:再度何者で入札するか。

企画財政課参事:町内業者4者に町外業者1者を加えた5者となっている。

委員長:以上で調査事項「ウ 新庁舎備品(その1)の契約解除について」を終わります。

委員長:自由討議についてお諮りします。

(なし)

委員長:以上で自由討議を終わります。

- 3 その他
- (1) 次回委員会の開催日程について 正副委員長一任とします。
- (2) その他

委員長:新嵐山スカイパーク活用計画についてその他資料1提言書案として作成した

ものの意見をいただきたい。副委員長から朗読願う。

鈴木委員:提言書案朗読。

中村委員:これまでの議論の経過・内容が盛り込まれており問題ない。

黒田委員:問題ない。議会としても協力していくためのものとなっている。

委員長:提言書として決定し、町長に手交してよろしいか。

(異議なし)

委員長:決定とし、正副委員長から渡すこととする。

委員、議長、事務局ともになし。

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

令和2年9月3日

総務経済常任委員会委員長 正村紀美子